第九号様式（提出用）（平成二十年五月改正）

※処理事項	整理番号	事務所	係	区分	法人番号	申告区分

受付印

東京都　平成　年　月　日　都税事務所長 / 支庁長 殿

※処理事項	発信年月日 / 通信日付印	確認印	検算	申告入力	異動	申告年月日 年 月 日

解散法人の所在地（本店が支店等の場合は本店と併記）	（電話　　）	従前の事業種目	
（ふりがな）解散法人の名称		資本金の額又は出資金の額（兆 十億 百万 千 円）	
		資本金等の額	
（ふりがな）清算人自署押印	㊞	経理責任者自署押印	㊞

平成 □ 年 □ 月 □ 日 解散の 都民税 / 事業税 / 地方法人特別税 の 残余財産分配等予納 / 清算確定 申告書　※

事業税

清算所得金額の総額	㉙	円
課税標準となる清算所得金額	㉚	000
事業税額（㉚ × 100/100）	㉛	00
既に納付の確定した所得割額 清算事業年度中の各分 平成・平成 ・ ・		00
平成・平成 ・ ・		00
平成・平成 ・ ・		00
一部の分配又は引渡し分 平成 ・ ・		00
平成 ・ ・		00
平成 ・ ・		00
計	㉜	00
この申告が修正申告である場合には既に納付の確定した事業税額	㉝	00
この申告により納付すべき事業税額 ㉛ − ㉜ − ㉝	㉞	00

地方法人特別税

課税標準となる事業税額	㉟	円 00
地方法人特別税額（㉟ × 100/100）	㊱	00
既に納付の確定した地方法人特別税額 清算事業年度中の各分 平成・平成 ・ ・		00
平成・平成 ・ ・		00
平成・平成 ・ ・		00
一部の分配又は引渡し分 平成 ・ ・		00
平成 ・ ・		00
平成 ・ ・		00
計	㊲	00
この申告が修正申告である場合には既に納付の確定した地方法人特別税額	㊳	00
この申告により納付すべき地方法人特別税額 ㊱ − ㊲ − ㊳	㊴	00

解散登記の日	平成　年　月　日
残余財産確定の日	平成　年　月　日
この申告に係る残余財産分配又は引渡しの予定日	平成　年　月　日

利子割額に関する計算		
利子割額（控除されるべき額）	㉑	円
控除した金額（⑤と㉑のうち少ない額）	㉒	
控除することができなかった金額 ㉑ − ㉒	㉓	
既に還付を請求した利子割額	㉔	
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉔ − ㉓（⑩）	㉕	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉖	円

都民税

法人税法の規定によって計算した法人税額	①	円
法人税法第100条の規定による所得税額の控除額	②	
課税標準となる法人税額 ①＋②	③	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	④	000
法人税割額（③又は④ × 100/100）	⑤	
利子割額の控除額（控除した金額㉒）	⑥	
差引法人税割額 ⑤ − ⑥	⑦	00
既に納付の確定した法人税割額 清算事業年度中の各分 平成・平成 ・ ・		00
平成・平成 ・ ・		00
平成・平成 ・ ・		00
一部の分配又は引渡し分 平成 ・ ・		00
平成 ・ ・		00
平成 ・ ・		00
計	⑧	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額	⑨	00
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額（㉕）	⑩	00
この申告により納付すべき法人税割額⑦ − ⑧ − ⑨ ＋ ⑩	⑪	00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑫	月
円 × ⑫/12	⑬	円 00
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑭	00
この申告により納付すべき均等割額 ⑬ − ⑭	⑮	00
この申告により納付すべき都民税額 ⑪ ＋ ⑮	⑯	00
東京都に申告する場合の⑤の計算 特別区分の課税標準額	⑰	000
同上に対する税額 ⑰ × 100/100	⑱	
市町村分の課税標準額	⑲	000
同上に対する税額 ⑲ × 100/100	⑳	

利子割還付額の均等割への充当　□希望する　□希望しない

還付請求		
予納額	㉗	円
利子割額	㉘	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店　口座番号（普通・当座）	

関与税理士署名押印	㊞ （電話　　）

東京都主税局

都・法 09111-207